

令和7年度文部科学省調達改善計画

令和7年4月
文部科学省
行政事業レビュー推進チーム

1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ。以下「指針」という。）に基づき、文部科学省の調達改善計画を以下のとおり策定する。

本計画では、文部科学省における調達の透明性・公平性・競争性の確保・向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる自律的な調達改善を実現することを目的とする。

2. 調達の現状分析

文部科学省（施設等機関、特別の機関及び外局を含む。）の令和5年度における契約実績は、契約件数2,464件、契約金額1,141億円（少額随意契約は除く。）であり、具体的には表1から表5のとおりとなる。

表 1 ※1 令和 5 年度文部科学省における調達契約の種別

(単位：件、億円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約※2	504	20%	175	15%
		(504)	(19%)	(168)	(13%)
		最低価格落札方式	297 ※3	33	19% ※3
		(323)	(64%) ※3	(47)	(28%) ※3
	総合評価落札方式	207	41% ※3	142	81% ※3
		(181)	(36%) ※3	(121)	(72%) ※3
	企画競争による随意契約		1,424	419	37%
			(1,536)	(535)	(43%)
	公募による随意契約		56	33	3%
			(56)	(20)	(2%)
	不落・不調による随意契約		9	2	0%
			(11)	(5)	(0%)
	小 計		1,993	630	55%
			(2,107)	(728)	(58%)
競争性のない随意契約※4		471	19%	512	45%
		(502)	(19%)	(528)	(42%)
合 計		2,464	100%	1,141	100%
		(2,609)	(100%)	(1,256)	(100%)

※1 令和5年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。以下表2～5について同じ。

※2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、表4及び表5について同じ。

※3 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

※4 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

※5 各項目の下段の（）内の数値は当該年度の前年度実績である。

文部科学省における令和5年度の契約件数・金額が前年度と比較して減少している主な要因は、文化庁所管の令和3年度補正予算事業ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業、令和4年度戦略的芸術文化創造推進事業が令和4年度限りで終了したことや、文化芸術による子供育成推進事業（うち学校巡回）事業、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業が独立行政法人に移管されたことによるものである。

表2 令和5年度文部科学省における調達の実績状況

(単位：件、億円)

	1 者		2 者以上		合計	
	契約 件数	契約 金額	契約 件数	契約 金額	契約 件数	契約 金額
競争契約 最低価格落札方式	118 (132)	20 (24)	179 (191)	14 (23)	297 (323)	33 (47)
割合	40% (41%)	59% (51%)	60% (59%)	41% (49%)	100% (100%)	100% (100%)
競争契約 総合評価落札方式	124 (118)	88 (94)	83 (63)	54 (27)	207 (181)	142 (121)
割合	60% (65%)	62% (78%)	40% (35%)	38% (22%)	100% (100%)	100% (100%)
企画競争による 随意契約※1	159 (139)	94 (80)	1,265 (1,397)	325 (454)	1,424 (1,536)	419 (535)
割合	11% (9%)	23% (15%)	89% (91%)	77% (85%)	100% (100%)	100% (100%)
公募による随意 契約※2※3※4	22 (20)	32 (19)	0 (0)	0 (0)	22 (20)	32 (19)
割合	100% (100%)	100% (100%)	0% (0%)	0% (0%)	100% (100%)	100% (100%)

※1 表2の「企画競争による随意契約」の1者応募の数値には、委託費等による複数年事業（継続案件）によるものを含む。

※2 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びヘ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

※3 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

※4 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

※5 各項目の下段の（）内の数値は当該年度の前年度実績である。

競争契約（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）について：

最低価格落札方式及び総合評価落札方式の一者応札比率（件数ベース）については若干の低下が見られる。これらの調達については主に以下のような取組を行っている。

- 明確に資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、技術審査の評価基準（評価項目）の必須項目（基礎点の配点対象）に原則として実績要件を設定しないこととし、会計監査組織が入札公告前の事前監査において実績要件を必須項目にしていないことをチェックする体制を整えている。
- 事業期間や納期までの期間を十分に確保することを目的として、委託事業については第4四半期の事業開始を原則禁止しており、「委託事業の調達標準処理マニュアル」への明記や、例年8月下旬に会計監査組織より改めて省内の調達担当部署に対し注意喚起のメールを発信し周知徹底を図っている。

企画競争による随意契約について：

文部科学省では、教育プログラムの開発・実証に係るモデル事業や研究開発に係る拠点構築事業等において、事業者のノウハウや企画力を活用した委託事業を多く展開しているため、契約方式のうち企画競争を採択する件数が多くなっている。その際、一度の公募において複数の事業者を採択する事業が多いことから、企画競争における一者応募の割合は低調となっている。これらの調達については主に以下に取り組んでいる。

- 「一者採択予定で公募する企画競争による調達案件は総合評価落札方式への移行を促進」することとし、省内への周知を行うと共に、単年度採択予定・一者採択予定の調達案件についてチェックする体制を整えている。
- 公募時点における採択予定数と実際の応募者数・採択数を把握し、競争性が十分に確保されていたことを検証するなど、更に踏み込んだ見直しを行うため、文部科学省の公募作成システムの改修を行い、令和6年度からは公募時に想定していた採択者数の情報についても集計を行うこととした。

上記の取組による改善の効果検証を行い、更なる調達改善の取組に資するものとする。

表3 令和5年度文部科学省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

調達分野	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入・役務契約	439 (28)	18% (1%)	110 (3)	10% (0%)
電力	6	0%	0	0%
情報システム	91	4%	50	4%
調査研究	21	1%	4	0%
その他	321	13%	56	5%
教育・研究開発等の委託契約	1,721 (1,183)	70% (48%)	578 (259)	51% 23%
情報システム	2	0%	1	0%
調査研究	1,030	42%	259	23%
競争的研究費による研究	98	4%	131	12%
その他	591	24%	186	16%
教科書購入契約	294	12%	447	39%
公共工事等	10	0%	6	1%
公共工事	10	0%	6	1%
公共工事に係る 調査及び設計業務等	0	0%	0	0%
合計	2,464	100%	1,141	100%

※1 表3の内訳区分 以下表4及び表5について同じ。

「情報システム」：「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」（令和5年度版）における「情報システム」に該当するものを計上している。

「調査研究」：①「調査」（実態調査、動向調査等の各種の調査）、②「統計調査」（統計情報の収集整理等）、③「研究」（科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等）に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」及び「競争的研究費による研究」（大学・国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち研究に係るもの（「競争的資金」とされていたものを含む。））以外のものを計上している。

「競争的研究費による研究」：上述のとおり。

※2 表3のうち、以下に該当する案件については件数・金額を下段の（）内に内数にて計上している。

・企画競争のうち、要領において事業規模（総予算額）と複数の採択予定件数を示し、提出された企画提案を評価、選定するようなもの。

・公募のうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結するようなもの。

文部科学省における特殊な調達分野として教科書購入契約が挙げられる。教科書購入契約は契約の相手方が教科書供給会社に限定されるため、調達改善の効果はほぼ見込めない。

したがって、調達改善の効果が見込まれる汎用的な物品購入及び役務契約、調達規模の大きな教育・研究開発等の委託契約を対象に、重点的に調達改善の取組を実施するものとする。

表 4 令和 5 年度文部科学省における競争契約における調達経費の内訳
(単位：件、億円)

調達分野	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入・役務契約	296	59%	69	39%
電力	1	0%	0	0%
情報システム	73	14%	48	27%
調査研究	17	3%	2	1%
その他	205	41%	19	11%
教育・研究開発等の委託契約	198	39%	100	57%
情報システム	2	0%	1	1%
調査研究	154	31%	84	48%
競争的研究費による研究	0	0%	0	0%
その他	42	8%	15	9%
公共工事等	10	2%	6	4%
公共工事	10	2%	6	4%
公共工事に係る 調査及び設計業務等	0	0%	0	0%
合計	504	100%	175	100%

汎用的な物品購入・役務契約について：

- 「その他」の内訳としては最低価格落札方式による学校向け各種調査や問題用紙等の製本印刷・梱包発送業務、省内庁用品の調達件数が多くなっている。

教育・研究開発等の委託契約について：

- 教育分野においては全国学力・学習状況調査や教育の I C T 化に係る調達が多くを占めている。
- 研究開発分野においてはイノベーション創出や産学官連携に係る調達が多くを占めている。
- スポーツ分野においては全国体力・運動能力、運動習慣等調査やスポーツの実施状況・効果に関する調査研究に係る調達が多くを占めている。
- 文化分野においては芸術、伝統文化、日本語教育、遺産等様々な分野の調査研究に係る調達が行われている。

表5 令和5年度文部科学省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、億円)

調達分野	契約件数	割合	契約金額	割合
汎用的な物品購入・役務契約	123	51%	54	50%
電力	1	0%	0	0%
情報システム	44	18%	44	41%
調査研究	10	4%	2	2%
その他	68	28%	8	7%
教育・研究開発等の委託契約	117	48%	52	49%
情報システム	1	0%	1	1%
調査研究	88	36%	38	35%
競争的研究費による研究	0	0%	0	0%
その他	28	12%	13	12%
公共工事等	2	1%	0	0%
公共工事	2	1%	1	1%
公共工事に係る調査及び設計業務等	0	0%	0	0%
合計	242	100%	108	100%

汎用的な物品購入・役務契約について：

- 情報システムに係る調達において一者応札の比率が高い傾向となっている。特に大規模な調達案件ほど一者応札となっている傾向がある。

教育・研究開発等の委託契約について：

- 汎用的な物品購入・役務契約よりも一者応札の比率が高い傾向となっている。これは、国として取り組む特定の教育・研究課題に関する調査研究においては、業務履行能力のある委託先が一定規模を有する教育・研究機関に限られるため、そもそもの競争環境が限られていることが要因の1つと考えられる。

しかしながら、資格要件や実績要件が過度なものとなっていないか、十分な事業期間が確保されているか、事業の発注ロットは適切か（分割可能な事業はないか）など、多角的な視点から競争性を確保・向上させる余地はあるものと考えられるため、引き続き教育・研究開発等の委託契約を対象に、重点的に調達改善の取組を実施していくものとする。

3. 取組内容

本計画では、調達の実況分析等を踏まえ、既存の取組のアップデートとともに、実効性のある新規の取組を企画・立案し、それらの取組の中から効率的かつ効果的に一者応札・応募の改善につながるものが期待できるものを「重点的な取組」（様式 1）に位置づけることとする。

次に、内閣官房行政改革推進本部事務局による「令和 7 年度調達改善計画の策定要領」を踏まえ、

- ① 調達改善に向けた審査・管理の充実
- ② 調達事務のデジタル化の推進

を「共通的な取組」（様式 1）に位置づけることとする。

最後に、当省がこれまで複数年に亘り実施してきた調達改善の取組のうち、今後も不断に取組む必要があると考えられるものなどを「その他の取組」（様式 2）に位置づけることとする。

なお、厳しい人員削減が進む中で「働き方改革」を推進する観点から、調達改善の取組のために事務負担を過剰に増加させるのではなく、調達事務の効率化やデジタル化をあわせて推進することで、単なる調達コストのみならず事務コストを含むトータルコストの低減を包括的に達成することを目指すものとする。

4. 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を統括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム（本計画において「推進チーム」という。）が本計画を決定し、取組結果の検証・評価及び統括を行うこととする。

また、本計画の実務上の推進を調達改善ワーキングチーム（本計画において「ワーキングチーム」という。）が担うものとする。

○ 行政事業レビュー推進チームの構成は次のとおり。

統括責任者	大臣官房長
統括責任者(代理)	大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
副統括責任者	大臣官房会計課長、大臣官房政策課長
メンバー	大臣官房人事課長
〃	大臣官房総務課長
〃	大臣官房国際課長
〃	大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
〃	総合教育政策局政策課長
〃	初等中等教育局初等中等教育企画課長
〃	高等教育局高等教育企画課長
〃	科学技術・学術政策局政策課長
〃	研究振興局振興企画課長
〃	研究開発局開発企画課長
〃	スポーツ庁政策課長
〃	文化庁政策課長
〃	国立教育政策研究所研究企画開発部長
〃	科学技術・学術政策研究所総務研究官

○ 調達改善ワーキングチームの構成は次のとおり。

大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課用度班主査、研究開発局開発企画課特別会計審査官、スポーツ庁政策課課長補佐、文化庁政策課課長補佐、国立教育政策研究所会計課長、科学技術・学術政策研究所総務課長

(2) 外部有識者の活用

一者応札・応募の改善や随意契約の適切性の確保等については、外部有識者の知見を活用した事後検証を行うこととする。

物品・役務等契約に関しては契約監視委員会を原則として年3回、工事契約に関しては入札監視委員会を原則として年1回、それぞれ会合を開催した上で外部有識者から意見・提案を得ることとし、今後の調達改善の取組に反映するものとする。

また、本計画の策定や後述する自己評価の実施の際にも、外部有識者に指導・助言を求めるものとする。

(3) 会計監査組織との連携

本計画に基づく取組が確実に実行されるよう、会計監査組織が調達手続の各段階で事前監査を行うとともに、実地による事後監査を行うことで、牽制効果と実行性を確保・向上させるものとする。

5. 進捗把握及び自己評価の実施

(1) 実施時期等

ワーキングチームは、調達担当部署からの報告を受けて、半期毎（上半期：4月～9月、下半期：10月～3月）に本計画の進捗状況を取りまとめ、推進チームに報告する。

また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に次の(2)に定めるところにより行う。

(2) 自己評価の方法

- ① ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度5月末までにそれぞれの期間における取組実績（目標の達成状況、具体的な調達改善の状況、契約監視委員会等による検証結果）について取りまとめる。
- ② ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果・成果の検証等の観点から自己評価案を作成し、推進チームに報告する。
- ③ 推進チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、調達担当部署に改善を指示する。
なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込むものとする。

(3) 自己評価結果の公表

本計画の取組実績の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。

6. 人事評価への反映及び人材の育成

業績評価において、自身の担当する業務でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業績目標の設定を行い、その後の人事評価に適切に反映するものとする。

また、省内の職員向けに、調達改善の取組を含めた会計事務研修や外部有識者の知見を活用した研修等を実施することで、調達に関する知識や能力のより一層の向上に取り組むものとする。

さらに、会計業務マニュアル等の充実に取り組むとともに、調達改善の成果やノウハウを蓄積し、省内への情報の共有化を図ることで、省内のすべての職員のスキルアップに資するものとする。

7. その他

(1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

本計画については、本部決定及び指針の改定や進捗状況等を踏まえ、改訂の必要が生じた場合には、適時に所要の見直しを行うものとする。

(3) その他

本計画に定めるもののほか、調達改善の取組の実施に関して必要な事項は、推進チームの統括責任者が別に定める。

重点的な取組、共通的な取組

様式1

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	競争性確保・向上のための改善方策の推進 (一者応札・応募の改善のための取組)	【一者応札の改善に係る目標設定等】 ○ 包括的な要因分析と競争性向上のための改善方策を講じた令和4年度の一者応札比率49.6%から10%以上低減させ、39.6%以下にすることを目標に設定し、省内への周知を図ることで、省内職員の一者応札の改善意識を向上させる。 ○ 一者採択予定で公募する企画競争による調達案件を対象に、より競争性の高い契約方式(総合評価落札方式)への移行を促進する。特に入札のための仕様が確定していないことを理由とした企画競争を認めないこととし、原則として総合評価落札方式による調達を行うものとする。	一者応札比率の低減目標を設定することで、全省的に改善意識を高めるため。また、企画競争は価格競争の要素の含まれない随意契約であることを意識し、企画競争によることが真に適切かつやむを得ないものであるか精査する必要があると判断したため。	A+	R6	一者応札比率を令和4年度の49.6%から10%以上低減し、39.6%以下にすることを目標とする。また、合理的な理由がある場合を除き、一者採択予定で公募する企画競争による調達案件を対象に、より競争性の高い契約方式(総合評価落札方式)への移行を促進する。	令和16年3月まで
			【資格要件・実績要件の精査】 ○ 新規参入者等が応札・応募しやすい環境を整えることを目的として、明確かつ合理的に資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、原則として資格要件・実績要件を設定しないこととする。(※総合評価落札方式では、技術審査の評価基準の必須項目(基礎点)に設定しないこととする。) ○ 資格要件・実績要件を設定する場合においても、過度な要件とならないよう会計監査組織が必要最小限のものとなっていることを入札公告・公募前の事前監査でチェックする。	過度な資格要件・実績要件の設定は、新規参入者等にとって最大の参入障壁であり、その精査は競争性の確保・向上に必要不可欠な取組であると判断したため。	A	R5	明確かつ合理的に必要な性が説明できる場合を除き、資格要件・実績要件を設定しないことを徹底する。	令和8年3月まで
			【調達予定情報等の発信強化】 ○ 企業等の応札・応募に向けた準備期間に資することを目的として、調達件名や調達予定時期等を包括した調達予定情報を文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」に年4回以上(概ね四半期毎に)掲載・公表する。 ○ 調達に特化したメール配信サービス(メールマガジン)を原則として毎営業日発信する。なお、発信に当たっては契約方式別(最低価格落札方式、総合評価落札方式、企画競争、公募、オープンカウンター)に調達情報を取りまとめるなど、分かりやすい情報発信に努める。 ○ 委託事業の企画立案・構想のタイミングから複数の企業等へ事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。	技術提案書の作成や業務遂行に必要な人員の確保等に十分な準備期間がなかったことを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、調達予定情報等の発信強化を図る必要があると判断したため。	A	R7	調達予定情報については年4回以上(概ね四半期毎)、メールマガジンについては原則毎営業日、それぞれ発信する。	令和8年3月まで
			【調達時期の管理強化】 ○ 事業期間や納期までの期間を十分に確保することを目的として、委託事業については第4四半期の事業開始を原則として禁止し、例外的に事業を開始するものについては会計監査組織がその必要性及び理由等を公告・公募前の事前監査でチェックする。 ○ 調達担当部署に対し計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しを促し、事業期間や納期までの期間を十分に確保するよう周知徹底を行う。	年度後半の公告・公募案件について、既に受注した業務との兼ね合いから必要な人員を確保できないことや、納期までの期間が短いことなどを理由に、企業等が応札・応募を見送った事例を確認しており、企業等が応札・応募しやすい環境を整える必要があると判断したため。	A	R5	委託事業については第4四半期の事業開始を原則禁止とする。また、計画的な早期執行や公告・公募時期の前倒しを徹底する。	令和8年3月まで
			【全ての競争入札等へのチェックリストの活用】 ○ 調達改善の取組の実行性を担保することを目的として、全ての委託事業における競争入札及び一者採択予定の企画競争を対象に、調達担当部署が「競争性の確保・向上のためのチェックリスト」を公告・公募前に作成し、競争性の確保・向上に資する取組が確実に実施されていることをセルフチェックする。 ○ 牽制効果を高めることを目的として、会計監査組織が当該チェックリストに基づく調達改善の取組状況を公告・公募前の事前監査でチェックし、当該取組状況が十分でないと判断した場合は調達手続のやり直しを求めるなどの指導・助言を徹底する。	競争性の確保・向上(一者応札・応募の改善)の取組主体は調達担当部署であることの意識を公告・公募前から自覚させることが必要であると判断したため。	A+	R5	全ての委託事業における競争入札等を対象に公告・公募前にチェックリストを作成させる。また、会計監査組織が重点的に確認することで、調達改善の取組の実行性を向上させる。	令和8年3月まで
○	○	随意契約事前確認公募の活用及び価格交渉の推進	○ 複数年度に亘り、同一の事業者により一者応札となっている調達案件のうち、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後においても特定の者のみが事業を実施し得る見込みのものについては、契約監視委員会による審査を経た上で、必要となる特殊な技術や設備等を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」への移行を推進する。 ○ 「随意契約事前確認公募」による調達案件を対象に、契約予定者の積算内訳書に見直しの余地が無いかなどを精査する価格交渉の取組を推進し、経済性の確保に努める。 ○ 「随意契約事前確認公募」による調達案件について、公募期間以外でも新規参入者の発掘が可能となるよう、文部科学省の調達に関するポータルサイト「調達総合案内」で恒常的に公表する。また、価格交渉の結果等を取りまとめ、有益情報(好事例)として省内へ共有し、他の調達案件に活用する。	特殊な技術や設備等が不可欠な調達案件については、形式的な入札を取り止め、随意契約事前確認公募を経た上で価格交渉により経済性を追求することの方が、事務コストを含むトータルコストの低減につながるものと考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募及び価格交渉を併用することにより、調達の透明性及び経済性を確保しながら、事務コストを含むトータルコストの低減を目指す。	令和8年3月まで

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易度	取組の 開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	【審査・管理の充実】 ○ 委託事業における質の確保に係る取組として、公募要領等で事業規模の上限及び採択件数を記載することを徹底する。 ○ 委託事業における公告・公募の審査は、原則として①全員が外部の有識者であること、②5名以上選定すること、③文部科学省からの出向者及び元職員を選定しないこととするほか、審査結果を必ず審査委員全員で共有し、評価の判断となった理由等を検証することなどにより、調達手続における公正性や透明性等を確保するものとする。		A	-	外部有識者の知見の活用及び会計監査組織との連携強化により、調達手続の透明性・公平性・競争性を確保・向上を図るとともに、調達改善に向けた審査体制を充実・強化する。	令和8年3月 まで
			【企画競争方式の審査・管理の充実】 ○企画競争の調達案件について、採択内容の質を確保する観点から審査基準において合格最低基準(点)を設定することを徹底する。		A	R7	会計監査組織が重点的に確認することで、調達改善の取組の実行性を向上させる。	令和8年3月 まで
			【事後検証・要因分析】 ○ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行い、検証結果及び今後の改善方策等を取りまとめて公表するとともに、その後の改善状況についてフォローアップ調査を行い、次年度の同委員会に報告することとする。また、一者応札の改善事例(成果)は有益情報(好事例)として省内で共有し、類似の調達案件における競争性の向上に活用する。 ○ 会計監査組織による事前監査・事後監査において、一者応札・応募や不落・不調となった調達案件の要因分析と再発防止策を重点的にチェックするなど、調達改善に向けた審査・管理を強化する。		A	-	外部有識者の知見の活用及び会計監査組織との連携強化により、調達手続の透明性・公平性・競争性を確保・向上を図るとともに、調達改善に向けた審査体制を充実・強化する。	令和8年3月 まで
			【スタートアップを含む新規事業者からの調達拡大】 ○ 調達する財やサービスの質に与える影響に留意しながら、スタートアップを含めた新規事業者からの調達実績の拡大に努める。 ○ J-Startup企業等の技術力のある中小企業者については、競争参加資格の等級にかかわらず、原則として全ての物品及び役務の入札への参加を可能とする。 ○ 各種施策との整合性に留意しながら、企業等への幅広い声掛けなど、事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。また、物価・人件費の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努める。		A+	R5	スタートアップを始めとする新規事業者の入札参加機会を拡大する。	令和8年3月 まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	○ 入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書等の徴取に努めるとともに、政府電子調達システム(GEPS)を活用した電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者に周知する。また、システム環境が整った調達担当部署から可能な限りGEPSを活用した電子入札及び電子契約を行うこととし、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。 ○ 総合評価落札方式又は企画競争方式による調達案件については、原則として入札説明会をオンラインで開催するものとする。 ○ 入札によらない案件(随意契約等)についても、GEPSを活用した電子契約を推進する。		A	R4	政府電子調達システムを活用した電子入札や入札説明会のオンライン開催等により、トータルコストの削減に努める。あわせて、前年の同時期の電子入札・契約率を上回るように努める。(参考:令和5年度の電子入札率69.7%、電子契約率47.8%)	令和8年3月 まで

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数

・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)

・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組

A :発展的な取組

B :標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規継続区分
【入札説明会参加者等に対するアンケート・ヒアリングの実施】 ○ 一者応札・応募となった調達案件を対象に、入札説明会に参加したものの、応札のなかった企業等を対象にアンケート・ヒアリングを実施し、企業等が感じた入札障壁を把握・分析することで今後の競争環境の整備に努める。	継続
【競争性のない随意契約の検証及び公表】 ○ 競争性のない随意契約を行う際には、真にやむを得ないものかどうか、会計監査組織が事前監査するとともに、随意契約によることとした理由等をポータルサイト「調達総合案内」に公表する。 ○ 随意契約(不落不調となったものを含む)した案件を契約監視委員会の審査対象の抽出項目に設定し、外部有識者による事後検証を行うものとする。	継続
【デジタル統括アドバイザーの助言等の活用】 ○ 情報システムの調達に当たっては、仕様の策定等にデジタル統括アドバイザーの助言等を活用する。	継続
【少額随意契約の調達手続の改善(インターネット取引等の活用)】 ○ 電化製品等の調達にインターネット取引を、出先施設の水道料金及び公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を、印刷業務の調達にオープンカウンター方式を、什器類を対象に一括調達をそれぞれ実施する。	継続
【総合評価落札方式・企画競争の適切な実施】 ○ 会計監査組織が調達手続の各段階で透明性・公平性・競争性等が確保されているか事前監査するとともに、契約監視委員会等において外部有識者の知見を活用した事後検証を行う。 ○ 評価基準や審査要領の策定、審査委員の選定・委嘱、審査の実施、落札決定等、一連の調達手続を網羅した標準マニュアルの改訂・充実に適宜行う。	継続
【共同調達・一括調達(電力・ガスの調達を含む)】 ○ 中央合同庁舎第7号館に同居する文部科学省(外局及び施設等機関を含む)、会計検査院、金融庁で事務用機器や消耗品等(15品目)を対象に共同調達を実施する。 ○ 文部科学省の出先施設の電力調達を対象に、再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、複数の施設をまとめて一括調達を実施する。	継続
【外部有識者を活用した研修等の実施】 ○ 調達改善の取組を含めた会計事務研修、外部有識者による業務効率化やコスト削減の意識醸成等につながる研修を企画・実施することで、省内職員のスキルアップを図る。	継続
【有益情報やグッドプラクティスの共有】 ○ 会計業務マニュアル、価格交渉実施要綱・実施結果(好事例)、一者応札・応募の改善事例等の有益情報を省内に共有し、今後の調達改善に活用する。 ○ 仕様書や公募要領等について、調達分野毎にグッドプラクティスとなる事例を蓄積・データベースに保存し、いつでも省内で閲覧できるようにすることで、業務効率化に努める。	継続
【仕様書の明確化及び参考情報の充実】 ○ 供給者側の視点から仕様書で分かりづらい記載がなかったかについて上述のアンケートや適宜実施するヒアリングなどを通じて把握し、仕様書の見直しに活用することで、仕様書の完全性の向上に努める。 ○ 新規参入業者等の事業内容の理解促進を目的として、過去の同一又は類似事業に係る成果物や業務履行に役立つ参考資料等について、事前の情報提供の充実に努める。	継続
【調達情報の提供・公表】 ○ 契約に係る透明性を確保するため、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。	継続
【予算の支出状況等の公表】 ○ 「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(平成25年6月28日閣議決定)に基づき、補助金、委託調査費等に関する支出情報を公表する。	継続
【公益法人に対する支出の公表・点検】 ○ 2年連続で同一法人に支出があるもの、随意契約や一者応札となっているものを対象に、支出の必要性やより競争性のある契約方式への移行等の余地がないか点検し、見直しの方向性を取りまとめて公表する。 ○ 公益法人が契約の相手方となっている案件を対象に、契約監視委員会による事後検証の抽出項目に設定し、外部有識者による検証を行う。	継続
【国庫債務負担行為の活用】 ○ 複数年度契約による調達が可能と考えられる案件について、国庫債務負担行為の活用を努める。	継続
【会計事務手続の効率化】 ○ 旅費・謝金・給与計算業務等の一部をアウトソーシングし、会計事務手続の効率化を図る。	継続

※文部科学省には地方支分部局がないため、地方支分部局に係る取組は存在しない。